

明らかになる「第2期がん対策推進基本計画」の 中間評価と今後のがん対策の方向性

国立研究開発法人国立がん研究センター研究所がん患者病態生理研究分野分野長
上園 保仁

はじめに

『基礎医学セミナー』を連載させていただき、今回が11回目となります。第3回で「がん対策基本法」に基づいて計画された「がん対策推進基本計画」(2007~2012年)がちょうど見直しの時期に来ており、今後の緩和ケア推進、緩和ケア研究について紹介いたしました¹⁾。第6回では「第2期がん対策推進基本計画」(2012~2017年)の概要を紹介いたしました²⁾。第2期基本計画には、がん体験者の声を活かしてさまざまな改正、取り組みが掲げられましたが、本年「第2期がん対策推進基本計画」も開始3年目となり、中間評価が行われています。今回は、「第2期がん対策推進基本計画」の中間評価の概要を紹介するとともに、今後のがん対策の方向性についても紹介します。

わが国における これまでのがん対策の歩み

わが国では1981年にがんが死亡原因の第1位となり、がん撲滅が国家プロジェクトとなりました。政府は1984年より「対がん10カ年総合戦略」、1994年より「がん克服新10カ年戦略」を策定・実施し、さらに2004年から「第3次対がん10カ年総合戦略」を策定・実施しました。2014年には「がん研究10カ年戦略」(2014~2023年)が策定され、現在それに沿ってがん政策が行われています³⁾。

がん対策基本法の概略

2007年に施行されたがん対策基本法は、がん対策を総合的に策定し実施するための基本法律であり、①がん予防および早期発見の推進、②がん医療を日本のどこでも同じように受けることができる均てん化の促進、③その他がん研究の促進などを掲げています。また本法律は、国と地方公共団体との密接な連携のもとに協議され実施されることを求めています。本法律に基づいて2007年に「第1期がん対策推進基本計画」が策定され、5年経った2012年に「第2期がん対策推進基本計画」が策定されました。

第2期がん対策推進基本計画に ついて

第2期がん対策推進基本計画の概要を、図1に示します。基本方針は、第1期計画の2項目に加えて原則として「全体目標、個別目標を達成するために要する期間の設定」やさまざまな個別案件が盛り込まれました。

重点的に取り組むべき課題として、第1期計画の1.~3.に加え、「4.働く世代のがん患者に対する就労問題、小児がんに対するがん対策の充実」が加わりました。また全体目標は、第1期計画の1., 2.に加え、新たに「3.がんになっても安心して暮らせる社会の構築」が加わりました。

この第2期計画は、第1期計画の反省に立ち、「がん患者を含む国民が、がんを知り、がん向き合い、がんを負けることのない社会」の実現を